

障がい者の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、令和8年6月1日現在における障がい者の任免状況を公表します。

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数(※1)	障がい者である職員の数(※2)	実雇用率	法定雇用率	不足数
550.0人	18.0人 (20人)	3.27%	2.8%	0人

障がいの種類別人数については、障がい者の種類、程度の区分ごとの職員数が少なく、特定の者が障がい者であることや障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、公表を差し控えます。

(※1) 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員の総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員の総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

職員数は、会計年度任用職員を含み、週の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である職員(「短時間勤務職員」という。)は1人の雇用をもって0.5人に相当するものとして算定しています。

週の所定勤務時間20時間未満の職員(「特定短時間勤務職員」という。)は「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」の算定対象外です。

(※2) 「障がい者である職員の数」とは、法律に基づく身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、()内は、実際に雇用している人数です。

特定短時間勤務職員は、「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」では、算定対象外職員ですが「障がい者である職員の数」においては、重度障がい者及び精神障がい者に限り算定対象職員となります。

「障がい者である職員の数」の算定に当たっては、法令に基づき算出します。

区 分	週30時間以上勤務職員	短時間勤務職員	特定短時間勤務職員
重度障がい者(身体・知的)	1人を2カウント	1人1カウント	1人0.5カウント
重度以外の障がい者(身体・知的)	1人を1カウント	1人0.5カウント	カウントしない
精神障がい者	1人を1カウント	1人1カウント*	1人0.5カウント*

* 当分の間の特例措置